

受益者負担の見直し基準

令和元年 9月

下 関 市

目 次

1. 現状と課題	2
2. 受益者負担見直し基準の基本方針	2
3. 受益者負担の設定基準	3
《使用料について》	
(1) サービス提供に要する原価の範囲	3
(2) 減価償却費の算定方法	4
(3) 施設の性質別分類と負担割合の設定	5
(4) 使用料の算定方法	6
(5) 算定にあたって留意すべき事項	7
《手数料について》	
(1) 算定式	7
(2) サービス提供に要する原価の範囲	7
(3) 手数料の算定方法	7
4. その他の取り扱いについて	8
(1) 減額・免除制度	8
《使用料について》	8
《手数料について》	8
(2) 激変緩和措置	9
(3) 定期的な受益者負担の検証	9
5. 資料	
使用料算定検証シート	10

1. 現状と課題

受益者負担による使用料や手数料（以下「使用料等」という）収入は、サービスの対価として負担をいただいております。施設の維持管理費や証明書の交付等に要した経費に充てられています。

下関市では現在、使用料等の算定を行う際の統一的な算定方法を定めた基準が無い場合、その多くが他都市や近隣の類似施設等を参考に設定されており、受益と負担の公平性の観点から適正さに関する検証がなされていない状況にあります。

そのため、受益者負担の積算根拠を明確化し、市民の理解と納得を得られる合理的な料金設定とするとともに、施設等の運営にかかる経費を見直し、今後効率的な運営方法を検討していくため、統一的な算定方法を定めた基準を設定する必要があります。

2. 受益者負担見直し基準の基本方針

（1）受益者負担の原則

使用料等の収入は、貴重な自主財源となっていますが、本来の目的は、特定の市民が利益を受ける行政サービスについて、受益者と非受益者の税負担の公平性、公正性を確保することにあります。

使用料等が運営経費を下回った場合、不足分は市民全体からの公費（＝税金）で賄う必要が生じ、施設等を利用されない方や行政サービスを受けていない方にも費用を負担していただくこととなるため、負担の公平性の観点から、受益者負担を原則として使用料等を算定することとなります。ただし、使用料の算定の場合にあっては、施設の維持管理費用等の全てを一律に受益者に負担を求めるのではなく、サービスの性質（公共性の強弱）によって、受益者と市の負担割合を設定することが適正と考えています。

（2）算定方法の明確化

施設の維持管理費用や行政サービスの提供に要した費用（コスト）を使用料等の算定の基礎とする原価算定方式により使用料等の算定を行うことで、算定の過程を明確化し、受益者のみならず市民の方へ分かりやすく説明できるよう透明性を確保します。

（3）継続的な経営改善努力

施設の維持管理費用や行政サービスの提供に要したコストを算定の基礎となるため、施設管理者等は運営方法を効率化し、より安価な料金で上質なサービスを提供できるよう、継続的な経営改善を行いコスト削減に努める必要があります。

（4）基準の対象外とするもの

- ・法令等の規定により受益者負担の基準が定められているもの。（無料であることが定められている義務教育施設や、地方公共団体の手数料の標準に関する政令によるもの等。）
- ・広域的観点から近隣自治体等と共同で統一した負担額又は算定方法を定められているもの。
- ・原価算定方式によるコスト算定に適さないもの。

3. 受益者負担の設定基準

《使用料について》

(1) サービス提供に要する原価の範囲

施設を維持管理していく上で生じる以下のコストを原価算定方式により算出します。

区 分	内 容	数値の把握方法
管理運営に要する人件費	サービスの提供や施設の維持管理をするため直接従事する職員に要する費用。	実際に配属されている職員の給与や非常勤嘱託職員の報酬で算定すると、年齢や職位により年度間で差が生じてしまうため、正職員、非常勤嘱託職員の給与・報酬の平均値とし、行政評価の事務事業評価の際に用いた数値を参考とします。
管理運営に要する物件費、維持補修費等	サービスの提供や施設を維持管理するための物品購入や光熱水費、修繕等に要する費用。	直近の決算数値とし、行政評価の事務事業評価の際に用いた「事業費」の数値を参考とします。ただし、特殊事情により、決算数値が年度間において著しく異なる場合は複数年の平均値とします。
資本的支出（減価償却費）	使用年数の経過とともに、毎年減少してく固定資産の価値を金額で示したもので、施設の建設（取得）に要した金額を耐用年数に応じて年度ごとに配分する費用。	耐用年数に応じて毎年定額の減価償却費を計上する定額法により費用として原価に含むこととします。
支払利息	施設の建設（取得）時の公債の利息。	全借入期間に係る支払利息の総額を、減価償却の耐用年数で除した額とします。

ただし、以下の経費は原価に算定しない経費とします。

原価に算定しない経費	内 容
土地の取得に要した費用	年数の経過により資産価値が減少するものではなく、また施設が廃止された後も市の資産として残るため原価として算定することは適切ではないため。
災害による現状復旧に要した費用など一時的・臨時的に要した費用	通常のコストを提供するものに直接関連しない経費であり、原価として算定することは適切ではないため。

なお、住民の福祉を増進するため、行政としての設置義務が高く、建設コストを受益者の負担とするべきでないと判断できる施設（障害者の社会参加の促進、子育て環境の整備、高齢者への支援等を目的とした施設等）は、「減価償却費及び支払利息」を受益者の負担の対象から外して算定できることとします。

また、1つの施設で複数のサービスを提供するような施設については、原則としてサービス形態ごとに分割して原価を算定することになりますが、これにより難しい場合は、面積、利用時間等により按分するなど、施設の実情に合わせて算定することとします。

（2）減価償却費の算定方式

統一的基準による地方公会計マニュアルに基づく減価償却費（定額法）を用いて算定します。

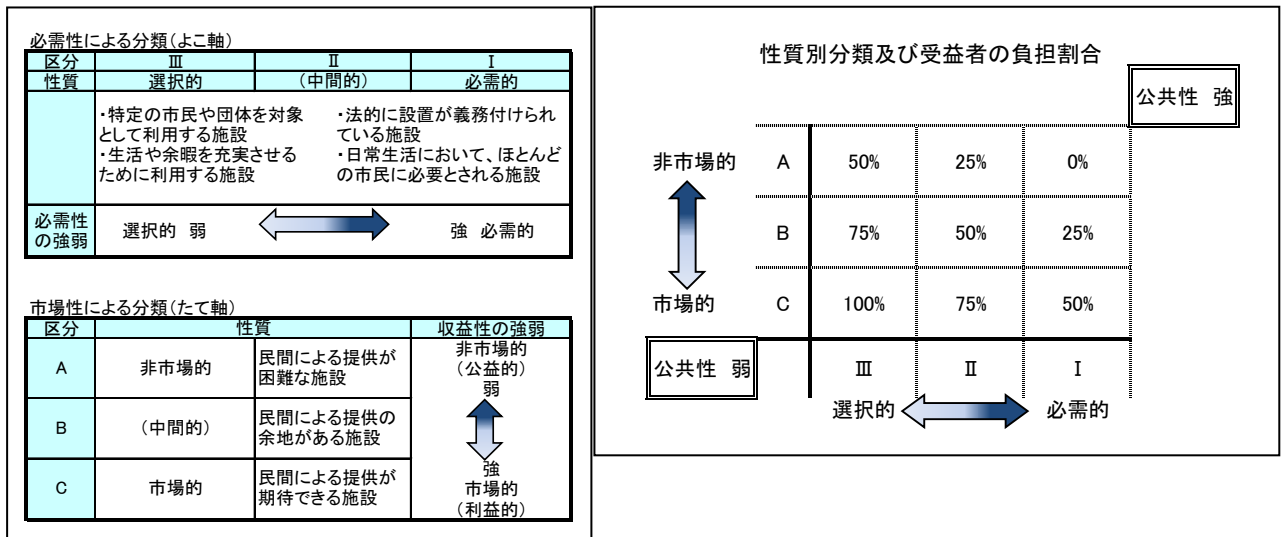
減価償却費＝取得価格÷耐用年数

※耐用年数は、総務部管財課が作成した財産管理システム入力手引き（建物） 3 システム入力における留意事項 オ 耐用年数を使用する。

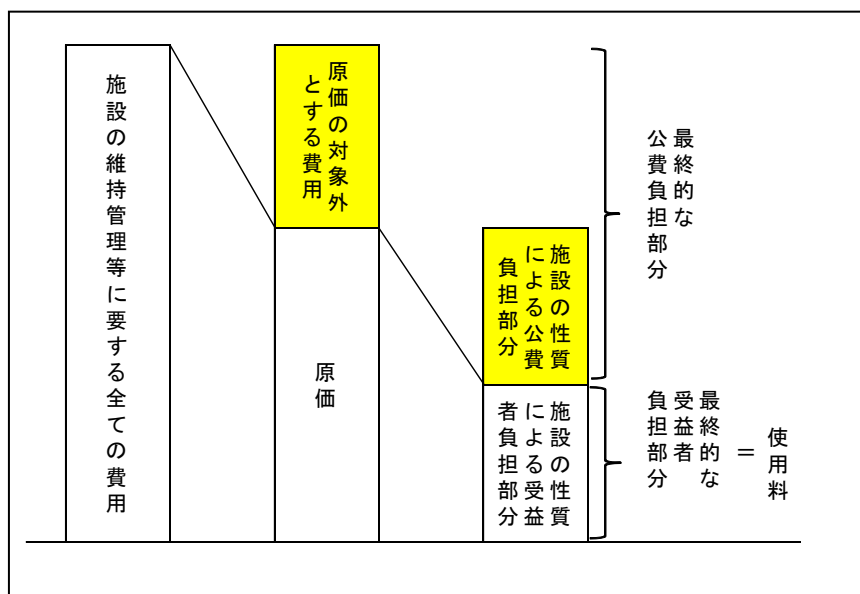
(3) 施設の性質別分類と負担割合の設定

施設の設置目的などによって行政が関与すべき度合い（公費で負担すべき度合い）や民間事業者によるサービス提供の有無などから収益性の度合いが異なります。

これらの分類を行う際の目安として、対象とする施設が、「必需的か選択的か」、「非市場的吗市場的吗」というサービスの性質（公共性の強弱）によって受益者と公費での負担割合を設定します。



原価と公費負担、受益者負担の関係を図に表すとこのようになります。



(4) 使用料の算定方法

使用料＝原価×性質別負担割合
(1－公費負担分)

使用料の算定方法は、施設の形態により次の2通りの方法で算出します。

① 一人あたりの原価から算定する方法…観光施設、体育施設等

【例】個人で利用する施設の場合

	展示室	トイレ等 共用部分	事務所	延床面積
面積 (㎡)	400	300	200	900

- ・施設全体の原価 40,000,000 円
- ・年間利用者数 20,000 人
- ・性質別負担割合 50%

- 一人あたりの原価 $40,000,000 \text{ 円} \div 20,000 \text{ 人} = 2,000 \text{ 円/人}$
- 一人あたりの使用料 $2,000 \text{ 円/人} \times 50\% = 1,000 \text{ 円/人}$

② 貸室等で一室あたりの原価から算定する方法…会議室、ホール等

【例】会議室 A を 1 時間使用する場合の使用料

	会議室 A	会議室 B	トイレ等 共用部分	事務所	延床面積
面積 (㎡)	100	300	300	200	900

- ・施設全体の原価 40,000,000 円
- ・年間開館時間 2,400 時間 (8 時間/日×300 日)
- ・貸出面積の合計 400 ㎡ (会議室 A+会議室 B)
- ・性質別負担割合 50%

- 1 ㎡あたりの年間原価 $40,000,000 \text{ 円} \div 400 \text{ ㎡} = 100,000 \text{ 円/㎡}$
- 1 ㎡あたりの時間原価 $100,000 \text{ 円/㎡} \div 2,400 \text{ 時間} = 41 \text{ 円/㎡/時間}$
- 1 室あたりの原価 $41 \text{ 円/㎡/時間} \times 100 \text{ ㎡} \times 1 \text{ 時間} = 4,100 \text{ 円/室}$
- 1 室あたりの使用料 $4,100 \text{ 円/室} \times 50\% = 2,050 \text{ 円/室}$ (百円未満四捨五入)

(5) 算定にあたって留意すべき事項

- ・使用料の見直しにあたっては、管理運営費の削減や利用者数、利用率の向上のための取り組みを行った上で、公費負担の状況を明らかにし、市民の理解を得ながら見直しをすすめる必要があります。
- ・現在使用料等を徴収していないサービスであっても、受益者負担の性格のあるものは、改めて検討を加え、採算性等を視野にいれながら適正に負担を求める必要があります。
- ・公民館等で同一の行政目的で複数の施設がある場合の原価の算定方法は、同一の行政目的の施設の経費の積み上げにより算定できることとします。
- ・年間利用者数には減額・免除による対象者を含み、施設利用者に負担していただく本来の額を把握します。その上で、収支状況を勘案した使用料の設定が必要となります。
- ・算定の結果、使用料が類似施設等に比べ著しく高額となる場合は、開設時間や開設日の短縮等のサービス提供の見直しやアウトソーシング等のコスト削減策や利用者増加策、施設の統廃合の検討が必要となります。

《手数料について》

(1) 算定式

手数料＝原価（特定の行政サービスを提供するために要する経費）

(2) サービス提供に要する原価の範囲

区 分	内 容
事務事業に要する人件費	サービスの提供を行うため直接従事する職員に要する費用。
事務事業に要する物件費等	物品購入や機器の保守などサービスの提供に要する費用。
資本的支出（減価償却費）	使用年数の経過により減少していく設備・備品の価値を金額で表すもので、取得に要した金額を耐用年数で年度ごとに配分する費用。
支払利息	設備・備品の取得時の公債（市債）の利息。

※数値の把握方法は「使用料」と同様とする。

(3) 手数料の原価算定の方法

証明書発行の場合に考えられる基本的な算定式を以下のとおりとしますが、サービス提供の種類に応じて個々に合理的な算定方法とする必要があります。一般的な計算方法は以下のとおりです。

手数料＝ $\frac{\text{人件費} + \text{物件費等} + \text{減価償却費}}{\text{処理件数}}$

4. その他の取り扱いについて

(1) 減額・免除制度

本市では公共・公益上の必要性や障害者の社会参加の促進などの目的で施設ごとに減額・免除を行っていますが、減額・免除制度は受益者負担の原則が損なわれること、他に補助金の交付を受けている場合は受益が偏ること、行政への依存度の増大や減額・免除の既得権益化等の様々な問題があり、本来の目的や必要性に応じてできるだけ限定した統一基準を定める必要があります。

《使用料について》

基本的な方針として、①全施設の共通の適用基準、②各施設での個別適用基準、③市長が特に必要と認める適用基準という3段階で設定します。

①全施設共通の適用基準

公益上の使用に限り免除することとし、以下のような場合に限定します。

- ・市（議会や行政委員会等を含む）が主催又は共催する場合
- ・市以外の官公署が行政目的で使用する場合
- ・施設の管理運営団体が当該施設を公共目的で使用する場合

②各施設での個別適用基準

施設の設置目的に応じて個々に設定するもので、上記の共通の適用基準を踏まえ、減額や免除が政策的に限定適用されるものとして設定する必要があります。その際の共通認識として、以下のことに注意が必要です。

- ・減額する場合の上限は受益者負担の観点から50%を原則とする
- ・同一建物内に複数の行政目的の施設がある場合は、それぞれの基準を調整する

③市長が特に必要と認められる適用基準

想定外の事態に対応するためのもので、適用は公益性が高く真にやむを得ない場合に限り、ります。

《手数料について》

手数料の減額・免除は本市の手数料条例に定める以下の場合を共通の適用基準とします。

- ・官公署から職務上の請求があったもの
- ・手数料を納付する資力がないと認められるもの
- ・災害その他の事情により手数料を徴収することが不相当であるもの
- ・市長が特に必要と認めるもの

また、所管部局において個別条例で規定している手数料は、使用料と同様に個別に基準の設定が必要です。

(2) 激変緩和措置

使用料等の改定は市民生活に直結しており、算定基準に基づいて算定した結果、急激に受益者の負担が増加するような場合は、利用者の混乱を招くだけでなく、利用率の低下により収支のバランスが悪くなり、再度使用料等を増額しなければならないという悪循環に陥る恐れがあります。

そのため、現行料金より著しく高額となる場合は、現行料金の概ね 1.5 倍程度を改定上限として、定期的に検証することで段階的に改定できることとします。

また、周辺自治体の類似施設より著しく高額となることで利用率の低下を招く恐れがある場合や、著しく低額となり民業圧迫の恐れがある場合は改定額を調整することができることとします。

(3) 定期的な受益者負担の検証

本市を取り巻く社会経済情勢や利用実態、施設の維持管理コストの縮減努力等を的確に反映するとともに、適正な受益者負担を確保するための検証を原則 3 年ごとに行うこととします。

5. 資料

記入例

使用料算定検証シート(例)

(1)施設概要	
施設名	〇〇〇施設
耐用年数	25年
建築年度	H19~21
供用開始年度	H21
現状の料金体系	9:00~12:00 〇〇〇円 13:00~17:00 〇〇〇円
(2)施設建設費	
設計委託料	11,000,000円
工事監理委託料	19,000,000円
建設工事費	523,994,000円
事務費等	19,075円
施設建設費合計	554,013,075円
財源・県支出金	0円
財源・その他	0円
内市債	520,100,000円
訳一般財源	33,913,075円
市債の支払利子総額	121,495,360円

(3)コスト総額と使用料充足率(直近の決算値)	
管理運営に関する人件費	10,189,000円
管理運営に関する物件費等	36,380,000円
小計①	46,569,000円
建設コスト(減価償却費)	22,160,523円
支払利息	4,859,814円
小計②	27,020,337円
コスト総額(①+②)	73,589,337円
充て当	1,271,000円
減免による使用料の額	0円
その他特財	0円
財源合計	1,271,000円
使用料充足率(現状)	1.7%

(4)サービス提供に要する原価の判定

※以下のいずれかを選択

- サービス提供に要する原価の判定
- 建設コストを受益者負担に含める施設の原価
- 建設コストを公費で負担すべき施設の原価

見直し基準P4により、いずれかを選択

(5)必要性による分類

見直し基準P5の利用対象による分類の区分Ⅰ～Ⅲを記入
(理由) Ⅲ … 〇〇〇〇〇

(6)市場性による分類

見直し基準P5の市場性による分類の区分A～Cを記入
(理由) B … 〇〇〇〇〇

(7)性質別負担割合の判定

見直し基準P5の性質別分類及び受益者の負担割合を記入
50%

使用料算定根拠

【例】

1. 以下のような施設において、一人当たりの使用料を算定

面積	展示室	トイレ廊下等共用部分	事務所	合計
	400	300	200	900

(単位:㎡)

※施設全体の原価 46,569,000円

※年間利用者数 22,682人

※性質別負担割合 50%

①一人当たりの原価=46,569,000円÷22,682人=2,053円/人

②一人当たりの使用料=2,053円/人×50%=1,000円/人(百円未満四捨五入)

《注意》事務所やトイレ等の共用部分の維持管理費用についても、サービスを提供する上で必要な費用であるため原価には含める。

■現状の使用料充足率に対する所管課意見記入欄

〇〇〇〇

■料金改定に対する所管課意見記入欄

〇〇〇〇